

令和4年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名：新潟市（市長部局、議会事務局、行政委員会等事務局）

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	87.5 %
任期の定めのない常勤職員以外の職員	90.6 %
全職員	69.4 %

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	99.1 %
本庁課長相当職	95.9 %
本庁課長補佐相当職	100.4 %
本庁係長相当職	99.6 %

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	97.1 %
31～35年	97.1 %
26～30年	97.6 %
21～25年	96.8 %
16～20年	89.9 %
11～15年	90.4 %
6～10年	90.8 %
1～5年	94.3 %

【説明欄】

- ・ 職員の人数は、週の勤務時間、勤務日数に応じて按分して算出している。
- ・ 「全職員」の男女の給与の差異に関して、女性のパートタイム会計年度任用職員の比率が高いことにより、差異が大きくなっている。
- ・ (参考) 会計年度任用職員の男女の給与の差異は 111.6%

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。

令和4年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名：新潟市教育委員会

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	94.1 %
任期の定めのない常勤職員以外の職員	82.4 %
全職員	86.3 %

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	— %
本庁課長相当職	96.3 %
本庁課長補佐相当職	94.5 %
本庁係長相当職	94.4 %

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	98.1 %
31～35年	99.4 %
26～30年	100.4 %
21～25年	99.0 %
16～20年	94.5 %
11～15年	93.3 %
6～10年	93.0 %
1～5年	87.4 %

【説明欄】

- ・ 職員の人数は、週の勤務時間、勤務日数に応じて按分して算出している。
- ・ 「任期の定めのない常勤職員以外の職員」の男女の給与の差異に関して、特別な資格を必要としない職の女性のパートタイム会計年度任用職員の比率が高いことにより、差異が大きくなっている。
- ・ (参考) パートタイム会計年度任用職員の男性の割合は11.2%

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。

令和4年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名：新潟市消防局

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	82.2 %
任期の定めのない常勤職員以外の職員	—
全職員	81.0 %

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	—
本庁課長相当職	—
本庁課長補佐相当職	—
本庁係長相当職	—

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	—
31～35年	—
26～30年	—
21～25年	—
16～20年	—
11～15年	91.8 %
6～10年	99.9 %
1～5年	111.4 %

【説明欄】

- ・ 職員の人数は、週の勤務時間、勤務日数に応じて按分して算出している。
- ・ 「全職員」の男女の給与の差異に関して、女性職員の大半が勤続15年以下の職員であるため、差異が大きくなっている。
- ・ 女性職員がいない、または女性職員が1名のため、特定の職員の給与が推測し得る項目については「—」と記載している。

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。

令和4年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名：新潟市（水道局）

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	88.0 %
任期の定めのない常勤職員以外の職員	73.9 %
全職員	73.1 %

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	—
本庁課長相当職	—
本庁課長補佐相当職	—
本庁係長相当職	—

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	—
31～35年	94.7 %
26～30年	89.2 %
21～25年	90.5 %
16～20年	—
11～15年	84.4 %
6～10年	98.3 %
1～5年	105.7 %

【説明欄】

- ・ 職員の人数は、週の勤務時間、勤務日数に応じて按分して算出している。
- ・ 「全職員」に占める男女比はおおよそ9：1であり、役職別および勤続年数別の情報のうち、「—」と記載している欄については、女性職員がいなかったものである。
- ・ 「全職員」の男女の給与の差異に関して、相対的に女性のパートタイム会計年度任用職員の比率が高いことにより、差異が大きくなっている。

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。

令和4年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名：新潟市（新潟市市民病院）

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	58.0 %
任期の定めのない常勤職員以外の職員	44.3 %
全職員	54.6 %

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	56.6 %
本庁課長相当職	82.4 %
本庁課長補佐相当職	67.4 %
本庁係長相当職	68.4 %

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	85.4 %
31～35年	97.0 %
26～30年	68.0 %
21～25年	61.5 %
16～20年	49.2 %
11～15年	62.4 %
6～10年	63.1 %
1～5年	45.2 %

【説明欄】

- ・ 職員の人数は、週の勤務時間、勤務日数に応じて按分して算出している。
- ・ 病院は、医師職、看護職、医療技術職、事務職など多くの職種が混在し、職種ごとの給与水準、男女比率も異なる。男性の4割は医師職で比率が高く、差異が大きくなっている。
- ・ (参考) 人数の多い看護職(常勤)で比較すると男女の給与の差異は100.7%

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。